

# 平成26年経済センサス - 基礎調査 島根県分結果確報

平成26年経済センサス - 基礎調査の概要 .....	1
I. 事業所数及び従業者数の状況（事業所に関する集計）	
1. 概況 .....	4
2. 市町村別事業所数及び従業者数 .....	5
3. 産業分類別事業所数及び従業者数 .....	6
4. 従業上の地位別従業者数 .....	8
5. 事業所の従業者規模別事業所数及び従業者数 .....	13
6. 異動状況 .....	14
II. 企業等の状況（企業等に関する集計）	
1. 概況 .....	16
2. 企業産業分類別企業等数及び常用雇用者数 .....	17
3. 常用雇用者規模別企業数及び常用雇用者数 .....	18
4. 資本金階級別企業数及び常用雇用者数 .....	19
5. 決算月別企業数 .....	20
用語の解説 .....	21

平成28年1月15日

島根県政策企画局統計調査課

## 利用上の注意

1. 調査は、以下に掲げる事業所を除く事業所について行いました。
  - ① 日本標準産業分類A(農業、林業)に属する個人経営の事業所
  - ② 日本標準産業分類B(漁業)に属する個人経営の事業所
  - ③ 日本標準産業分類N(生活関連サービス業、娯楽業)のうち、小分類792—家事サービス業に属する事業所
  - ④ 日本標準産業分類R(サービス業(他に分類されないもの))のうち、中分類96—外国公務に属する事業所
  - ⑤ 平成26年4月1日現在において、東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)に関して原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第2項の規定に基づき原子力災害対策本部長が設定した帰還困難区域又は居住制限区域を含む調査区にある事業所
2. 調査票の欠測値や記入内容の矛盾などについて精査し、平成24年経済センサス-活動調査等を基に補足訂正を行った上で結果表として集計しました。
3. 該当数字がないもの及び分母が0のため計算できないものなどは「—」又は「…」としました。
4. 売上等に関する確報集計は、総務省から平成28年3月に公表される予定であり、島根県分はその後公表する予定です。

### 【島根県の概要】

島根県ホームページ「しまね統計情報データベース」

<http://pref.shimane-toukei.jp/>

### 【全国の概要、CSV形式統計表】

総務省統計局ホームページ「平成26年経済センサス-基礎調査」

<http://www.stat.go.jp/data/e-census/2014/index.htm>

### 【問い合わせ先】

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県政策企画局統計調査課商工農林グループ

TEL:0852-22-5073、FAX:0852-22-6044

# 平成26年経済センサス - 基礎調査の概要

## 1. 調査の目的

経済センサス - 基礎調査は、事業所の基本的な経済活動及び企業の基本的な経済活動の状態を調査し、全ての産業分野における事業所及び企業の活動からなる経済の構造を全国的及び地域別に明らかにすること並びに各種統計調査実施のための事業所及び企業の名簿を得ることを目的とした基幹統計調査（基幹統計「経済構造統計」を作成するための調査）である。

## 2. 沿革

経済センサス - 基礎調査は、平成21年に第1回調査を実施し、2回目に当たる平成26年調査では、経済産業省が所管する「商業統計調査」と一体的に実施した。

なお、経済センサスは、経済センサス - 基礎調査と経済センサス - 活動調査の二つから成り立っており、経済センサス - 活動調査は、平成24年に第1回調査を実施した。

## 3. 調査日

平成26年7月1日

## 4. 調査の対象

### (1) 地域的範囲

全国（平成26年4月1日現在において、東日本大震災に関して原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づき原子力災害対策本部長が設定した帰還困難区域又は居住制限区域を含む調査区を除く。）

### (2) 属性的範囲

調査日現在、国内に所在する全ての事業所。ただし、日本標準産業分類に掲げる産業のうち次に属する事業所は調査対象外とした。

ア 大分類A（農業、林業）に属する個人経営の事業所

イ 大分類B（漁業）に属する個人経営の事業所

ウ 大分類N（生活関連サービス業、娯楽業）のうち小分類792一家事サービス業に属する事業所

エ 大分類R（サービス業（他に分類されないもの））のうち中分類96-外国公務に属する事業所

## 5. 調査の単位

原則として、単一の経営者が事業を営んでいる1区画の場所を1事業所とし、これを調査の単位とした。単一経営者が、異なる場所で事業を営んでいる場合は、それぞれの場所ごとに、また、1区画の場所で異なる経営者が事業を営んでいる場合は、経営者が異なるごとに1事業所とした。

なお、事業所としての取扱いに関し、次に掲げるものについては、特例を設けた。

### (1) 建設業

作業の行われている工事現場、現場事業所などは、それらを直接管理している本社、支店、営業所、出張所などの事業所に含めて調査した。また、自営の大工、左官、塗装工事・屋根工事・配管工事・電気工事などの業者については、工事現場では調査せず、それらの業者の事業所又は自宅で、その従業者も含めて調査した。

### (2) 運輸業

鉄道、自動車、船舶、航空機などによる運輸業は、管理責任者のいる場所を事業所とした。鉄道業について、駅、車掌区、車両工場などは、それぞれを1事業所とした。ただし、駅長、区長などの管理責任者の置かれていない事業所は、管理責任者のいる事業所に含めて調査した。

### (3) 学校

同一の学校法人に属する幾つかの学校、例えば、大学、高等学校、中学校、小学校、幼稚園などが同一構内にあるような場合、学校ごとにそれぞれ1事業所とした。ただし、高等学校に併設されている定時制課程などは別の事業所とせず、その高等学校に含めて調査した。

### (4) 国及び地方公共団体の機関

国及び地方公共団体の機関については、法令により独立の機関として設置されている機関を1経営主体とみなし、それぞれの場所ごとに1事業所とした。ただし、一般行政事務又は立法事務を行っている機関の中に、それ以外の現業的業務を行っている「係」などの組織がある場合は、それらの組織をまとめて別の事業所とした。

## 6. 調査の方法

調査は「甲調査」と「乙調査」の2種類からなり、甲調査においては、事業所及び企業の規模に応じて、調査員による調査と総務省、都道府県、市（特別区を含む。以下同じ。）による調査に分けて行った。

### (1) 甲調査

国及び地方公共団体の事業所以外の事業所（民営事業所）を対象とする。

#### ① 調査員による調査

単独事業所及び新設事業所（ただし、②における特定の単独事業所及び新設事業所を除く。）については、調査票の配布は調査員が行い、収集は調査員による回収又はオンラインにより行った。

・総務省－都道府県－市町村－統計調査員－調査事業所

#### ② 総務省、都道府県、市による調査

国内に支所（支社・支店）を有する企業については、その本所（本社・本店）となる事業所に対して、調査票の配布は総務省が郵送により行い、収集は総務省、都道府県、市の担当区分に応じてオンライン又は郵送により行った。

また、特定の単独事業所及び新設事業所については、調査票の配布は総務省が郵送により行い、収集は総務省がオンライン又は郵送により行った。

※ なお、福島県双葉郡楢葉町、富岡町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯舘村の調査区の一部又は全部が、原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づき原子力災害対策本部長が設定した避難指示解除準備区域に該当する調査区内の事業所に対しては、町村から提供を受けた名簿情報に基づき、総務省が調査を実施した。

#### ア 総務省による調査

2以上の都道府県の区域にわたって事業所を有する企業の事業所、従業者数30人以上の企業の事業所及び総務大臣が定める事業所並びに東日本大震災の影響により調査員調査の実施に大きな支障が生じている地域として総務大臣が定めた調査区内の事業所

・総務省－調査事業所

#### イ 都道府県による調査

同一の都道府県の区域内に大多数の事業所を有する従業者数30人未満の企業の事業所（ア及びウに掲げるものを除く。）

・総務省－都道府県－調査事業所

#### ウ 市による調査

同一の市の区域内に全事業所を有する従業者数30人未満の企業の事業所（アに掲げるものを除く。）

- ・総務省－都道府県－市－調査事業所

## (2) 乙調査

国及び地方公共団体の事業所を対象とする。

調査は、市町村の調査事業所にあつては市町村が、都道府県の調査事業所にあつては都道府県が、国の調査事業所にあつては総務省が、オンラインにより調査票の配布、収集を行った。

- ・総務省－都道府県－市町村－調査事業所
- ・総務省－都道府県－調査事業所
- ・総務省－各府省－調査事業所

## 7. 調査事項

### (1) 甲調査

#### ① 事業所に関する事項

- ア 名称
- イ 電話番号
- ウ 所在地
- エ 開設時期
- オ 従業者数
- カ 事業の種類
- キ 業態
- ク 単独事業所・本所・支所の別
- ケ 年間総売上（収入）金額

#### ② 企業に関する事項

- ア 経営組織
- イ 資本金等の額
- ウ 外国資本比率
- エ 決算月
- オ 持株会社か否か
- カ 親会社の有無
- キ 親会社の名称
- ク 親会社の所在地及び電話番号
- ケ 子会社の有無及び子会社の数
- コ 組織全体の常用雇用者数
- サ 組織全体の主な事業の種類
- シ 国内及び海外の支所等の有無及び支所等の数
- ス 本所の名称
- セ 本所の所在地及び電話番号
- ソ 年間総売上（収入）金額

### (2) 乙調査

- ア 名称
- イ 電話番号
- ウ 所在地
- エ 職員数
- オ 事業の種類
- カ 事業の委託先の名称、電話番号及び所在地

## 調査結果の概要

### I. 事業所数及び従業者数の状況（事業所に関する集計）

#### 1. 概況

平成26年7月1日現在の島根県の事業所数は38,306事業所（全国に占める割合0.6%）であった。

このうち国、地方公共団体を除いた民営事業所についてみると、事業所数は36,441事業所（全国に占める割合0.6%）、従業者数は292,310人（全国に占める割合0.5%）で、平成24年経済センサス-活動調査（※）（以下「平成24年調査」という。）と比較すると、784事業所（▲2.1%）減少した。また、従業者数は254人（0.1%）増加した。

民営事業所の男性従業者数は159,535人、女性従業者数は132,550人で、平成24年調査と比べて男性従業者数は1,148人（▲0.7%）減少し、女性従業者数は1,405人（1.1%）増加した。

（※）平成24年調査は、平成24年2月1日に実施。国及び地方公共団体の事業所を除いた民営事業所のみを調査している。

表1 事業所数及び従業者数

	島根県					全国			
	平成26年	全国に占める割合	平成24年	増減数	増減率(%)	平成26年	平成24年	増減数	増減率(%)
事業所数	38,306	0.6%	-	-	-	5,926,804	-	-	-
民営	36,441	0.6%	37,225	▲ 784	▲ 2.1	5,779,072	5,768,489	10,583	0.2
産業分類可能	35,971	0.6%	36,300	-	-	5,541,634	5,453,635	-	-
産業分類不能	470	0.2%	925	-	-	237,438	314,854	-	-
国、地方公共団体	1,865	1.3%	-	-	-	147,732	-	-	-
従業者数	329,036	0.5%	-	-	-	61,788,853	-	-	-
民営	292,310	0.5%	292,056	254	0.1	57,427,704	55,837,252	1,590,452	2.8
男性	159,535	0.5%	160,683	▲ 1,148	▲ 0.7	31,939,449	31,355,187	584,262	1.9
女性	132,550	0.5%	131,145	1,405	1.1	25,402,926	24,302,231	1,100,695	4.5
不詳	225	0.3%	228	-	-	85,329	179,834	-	-
国、地方公共団体	36,726	0.8%	-	-	-	4,361,149	-	-	-
男性	19,660	0.8%	-	-	-	2,472,292	-	-	-
女性	17,066	0.9%	-	-	-	1,888,857	-	-	-

総務省統計表番号1

## 2. 市町村別事業所数及び従業者数

市町村別の民営事業所数は、松江市が 10,653 事業所（全県に占める割合 29.2%）で最も多く、次いで出雲市が 8,427 事業所（同 23.1%）、浜田市が 3,348 事業所（同 9.2%）などとなっている。

平成 24 年調査と比べると、川本町で 3 事業所、海士町で 10 事業所が増加したが、その他の市町村では減少した。

従業者数は、松江市が 93,802 人（全県に占める割合 32.1%）、出雲市が 74,008 人（同 25.3%）、浜田市が 26,126 人（同 8.9%）などとなっている。

平成 24 年調査と比べると、出雲市、大田市、江津市、雲南市、飯南町、吉賀町の 4 市 2 町で増加したが、その他の市町村では減少した。

表 2 市町村別事業所数及び従業者数（民営事業所）

市町村	事業所数					従業者数				
	平成26年	全県に占める割合	平成24年	増減数	増減率(%)	平成26年	全県に占める割合	平成24年	増減数	増減率(%)
全県	36,441	100.0%	37,225	▲ 784	▲ 2.1	292,310	100.0%	292,056	254	0.1
松江市	10,653	29.2%	10,765	▲ 112	▲ 1.0	93,802	32.1%	93,944	▲ 142	▲ 0.2
浜田市	3,348	9.2%	3,431	▲ 83	▲ 2.4	26,126	8.9%	26,301	▲ 175	▲ 0.7
出雲市	8,427	23.1%	8,539	▲ 112	▲ 1.3	74,008	25.3%	71,903	2,105	2.9
益田市	2,672	7.3%	2,752	▲ 80	▲ 2.9	20,222	6.9%	20,885	▲ 663	▲ 3.2
大田市	1,942	5.3%	2,027	▲ 85	▲ 4.2	13,339	4.6%	13,254	85	0.6
安来市	1,743	4.8%	1,792	▲ 49	▲ 2.7	15,713	5.4%	15,978	▲ 265	▲ 1.7
江津市	1,297	3.6%	1,323	▲ 26	▲ 2.0	9,312	3.2%	9,097	215	2.4
雲南市	1,915	5.3%	1,996	▲ 81	▲ 4.1	13,742	4.7%	13,576	166	1.2
奥出雲町	699	1.9%	715	▲ 16	▲ 2.2	4,823	1.6%	4,955	▲ 132	▲ 2.7
飯南町	302	0.8%	321	▲ 19	▲ 5.9	1,941	0.7%	1,898	43	2.3
川本町	249	0.7%	246	3	1.2	1,497	0.5%	1,640	▲ 143	▲ 8.7
美郷町	280	0.8%	298	▲ 18	▲ 6.0	1,413	0.5%	1,546	▲ 133	▲ 8.6
邑南町	652	1.8%	671	▲ 19	▲ 2.8	4,104	1.4%	4,269	▲ 165	▲ 3.9
津和野町	443	1.2%	481	▲ 38	▲ 7.9	2,393	0.8%	2,666	▲ 273	▲ 10.2
吉賀町	370	1.0%	394	▲ 24	▲ 6.1	2,547	0.9%	2,530	17	0.7
海士町	176	0.5%	166	10	6.0	803	0.3%	808	▲ 5	▲ 0.6
西ノ島町	222	0.6%	226	▲ 4	▲ 1.8	1,099	0.4%	1,122	▲ 23	▲ 2.0
知夫村	51	0.1%	53	▲ 2	▲ 3.8	147	0.1%	150	▲ 3	▲ 2.0
隠岐の島町	1,000	2.7%	1,029	▲ 29	▲ 2.8	5,279	1.8%	5,534	▲ 255	▲ 4.6

総務省統計表番号1

### 3. 産業分類別事業所数及び従業者数

#### (1) 事業所数

産業大分類別に民営事業所数をみると、「卸売業, 小売業」が9,794事業所(合計に占める割合27.2%)と最も高く、次いで「宿泊業, 飲食サービス業」が4,020事業所(同11.2%)、「建設業」が3,988事業所(同11.1%)などとなっている。

平成24年調査と比べると、「医療, 福祉」、「宿泊業, 飲食サービス業」及び「製造業」など8産業で増加し、それ以外の産業で減少した。

#### (2) 従業者数

従業者数をみると、「卸売業, 小売業」が58,539人(合計に占める割合20.0%)と最も高く、次いで「医療, 福祉」が48,385人(同16.6%)、「製造業」が44,343人(同15.2%)などとなっており、この上位3産業で全体の5割以上を占めている。

平成24年調査と比べると、「医療, 福祉」、「宿泊業, 飲食サービス業」及び「複合サービス事業」など7産業で増加し、それ以外の産業で減少した。

表3 産業大分類別事業所数及び従業者数(民営事業所)

産業大分類	事業所数					従業者数				
	平成26年	合計に占める割合	平成24年	増減数	増減率(%)	平成26年	合計に占める割合	平成24年	増減数	増減率(%)
合計	35,971	100.0%	36,300	▲ 329	▲ 0.9	292,310	100.0%	292,056	254	0.1
農業, 林業, 漁業(個人経営を除く)	435	1.2%	408	27	6.6	5,063	1.7%	5,317	▲ 254	▲ 4.8
鉱業, 採石業, 砂利採取業	33	0.1%	47	▲ 14	▲ 29.8	251	0.1%	370	▲ 119	▲ 32.2
建設業	3,988	11.1%	4,168	▲ 180	▲ 4.3	28,227	9.7%	29,780	▲ 1,553	▲ 5.2
製造業	2,507	7.0%	2,440	67	2.7	44,343	15.2%	45,729	▲ 1,386	▲ 3.0
電気・ガス・熱供給・水道業	32	0.1%	35	▲ 3	▲ 8.6	1,620	0.6%	1,471	149	10.1
情報通信業	257	0.7%	251	6	2.4	3,208	1.1%	3,067	141	4.6
運輸業, 郵便業	727	2.0%	800	▲ 73	▲ 9.1	12,533	4.3%	13,468	▲ 935	▲ 6.9
卸売業, 小売業	9,794	27.2%	10,189	▲ 395	▲ 3.9	58,539	20.0%	59,347	▲ 808	▲ 1.4
金融業, 保険業	659	1.8%	727	▲ 68	▲ 9.4	7,337	2.5%	8,304	▲ 967	▲ 11.6
不動産業, 物品賃貸業	1,781	5.0%	1,803	▲ 22	▲ 1.2	4,971	1.7%	4,889	82	1.7
学術研究, 専門・技術サービス業	1,318	3.7%	1,312	6	0.5	6,650	2.3%	7,044	▲ 394	▲ 5.6
宿泊業, 飲食サービス業	4,020	11.2%	3,916	104	2.7	26,197	9.0%	25,396	801	3.2
生活関連サービス業, 娯楽業	3,286	9.1%	3,288	▲ 2	▲ 0.1	11,822	4.0%	11,832	▲ 10	▲ 0.1
教育, 学習支援業	859	2.4%	852	7	0.8	6,060	2.1%	6,252	▲ 192	▲ 3.1
医療, 福祉	2,730	7.6%	2,445	285	11.7	48,385	16.6%	43,852	4,533	10.3
複合サービス事業	550	1.5%	516	34	6.6	5,151	1.8%	4,561	590	12.9
サービス業(他に分類されないもの)	2,995	8.3%	3,103	▲ 108	▲ 3.5	21,953	7.5%	21,377	576	2.7

総務省統計表番号3-2

注：事業所数の割合は、「産業分類不能」な事業所を除いて算出している。



### (3) 従業者数の男女構成

従業者数の男女構成比をみると、男性は54.6%、女性は45.4%となっており、全国に比べて女性の割合が1.1%高くなっている。

産業大分類別に従業者の男女構成比をみると、男性は「電気・ガス・熱供給・水道業」（92.8%）、「建設業」（84.3%）、「運輸業、郵便業」（83.7%）などで高くなっている。女性は「医療、福祉」（74.5%）、「宿泊業、飲食サービス業」（62.0%）、「生活関連サービス業、娯楽業」（59.4%）などで高くなっている。

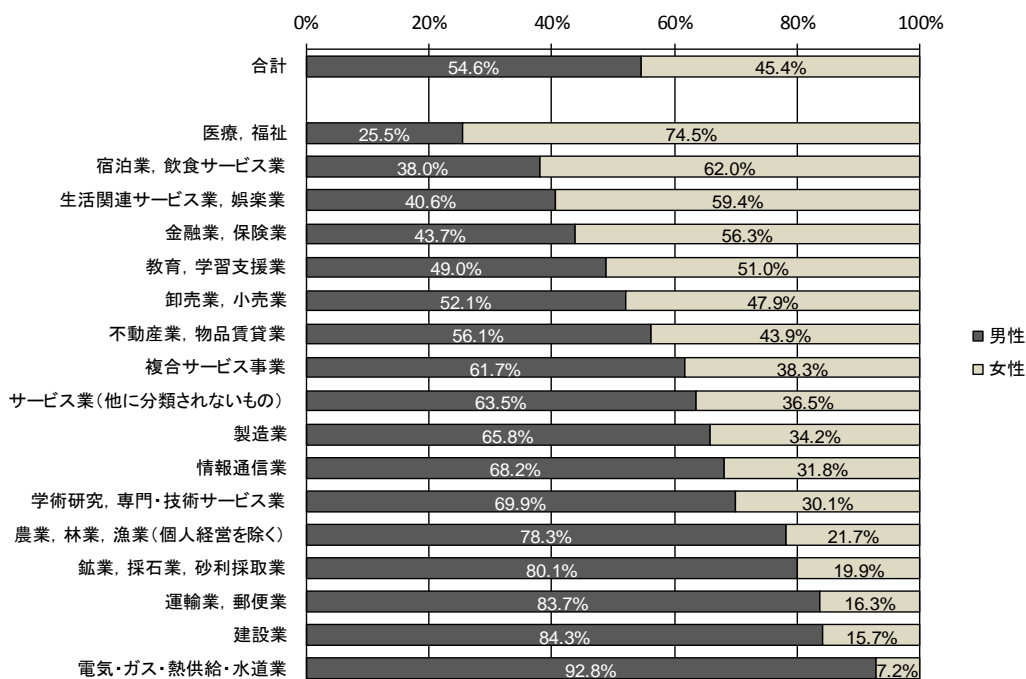
表 4 産業大分類、男女別従業者数及び構成比（民営事業所）

産業大分類	島根県				全国			
	男性	男性比	女性	女性比	男性	男性比	女性	女性比
合計	159,535	54.6%	132,550	45.4%	31,939,449	55.7%	25,402,926	44.3%
農業、林業、漁業(個人経営を除く)	3,962	78.3%	1,101	21.7%	243,944	68.8%	110,481	31.2%
鉱業、採石業、砂利採取業	201	80.1%	50	19.9%	16,701	84.1%	3,162	15.9%
建設業	23,782	84.3%	4,445	15.7%	3,116,324	82.2%	673,420	17.8%
製造業	29,163	65.8%	15,180	34.2%	6,430,307	70.1%	2,743,602	29.9%
電気・ガス・熱供給・水道業	1,503	92.8%	117	7.2%	174,253	88.5%	22,585	11.5%
情報通信業	2,189	68.2%	1,019	31.8%	1,202,598	74.6%	409,272	25.4%
運輸業、郵便業	10,488	83.7%	2,045	16.3%	2,636,126	81.2%	608,491	18.8%
卸売業、小売業	30,458	52.1%	28,037	47.9%	6,168,008	51.3%	5,848,131	48.7%
金融業、保険業	3,209	43.7%	4,128	56.3%	697,893	46.2%	814,117	53.8%
不動産業、物品賃貸業	2,789	56.1%	2,182	43.9%	886,499	59.5%	603,839	40.5%
学術研究、専門・技術サービス業	4,649	69.9%	2,001	30.1%	1,206,825	67.7%	576,087	32.3%
宿泊業、飲食サービス業	9,895	38.0%	16,121	62.0%	2,222,082	40.6%	3,250,750	59.4%
生活関連サービス業、娯楽業	4,804	40.6%	7,018	59.4%	1,060,179	42.3%	1,448,032	57.7%
教育、学習支援業	2,967	49.0%	3,093	51.0%	896,266	49.7%	905,996	50.3%
医療、福祉	12,360	25.5%	36,025	74.5%	1,940,528	27.0%	5,247,306	73.0%
複合サービス事業	3,177	61.7%	1,974	38.3%	323,696	62.4%	194,996	37.6%
サービス業(他に分類されないもの)	13,939	63.5%	8,014	36.5%	2,717,220	58.3%	1,942,659	41.7%

総務省統計表番号3-2

注：従業者数の男女別の比率は、「男女不詳」を除いて算出している。

図 1 産業大分類、男女別従業者構成比（民営事業所）



#### 4. 従業上の地位別従業者数

##### (1) 従業者数

民営事業所について従業上の地位別に従業者数をみると、「雇用者」(※)が252,495人(合計に占める割合86.4%)、「有給役員」が21,998人(同7.5%)、「個人業主・無給の家族従業者」が17,817人(同6.1%)となっている。

(※)「雇用者」とは、「常用雇用者」と「臨時雇用者」を合算したものである。

##### (2) 雇用者数

「雇用者」の内訳をみると、「正社員・正職員」が159,006人(雇用者に占める割合63.0%)、「正社員・正職員以外の雇用者」(※)が93,489人(同37.0%)となっている。

平成24年調査と比べると、雇用者に占める「正社員・正職員」の割合は62.6%から63.0%と0.4%増加している。

(※)「正社員・正職員以外の雇用者」とは、「常用雇用者のうちの「正社員・正職員以外」と「臨時雇用者」を合算したものである。

表5 従業上の地位別従業者数(民営事業所)

従業上の地位	島根県						全国			
	平成26年	合計に占める割合	雇用者に占める割合	平成24年	合計に占める割合	雇用者に占める割合	平成26年	合計に占める割合	雇用者に占める割合	平成24年
合計	292,310	100.0%		292,056	100.0%		57,427,704	100.0%		55,837,252
個人業主・無給の家族従業者	17,817	6.1%		19,639	6.7%		2,627,216	4.6%		2,835,272
個人業主	14,406	4.9%		15,463	5.3%		2,058,726	3.6%		2,166,845
無給の家族従業者	3,411	1.2%		4,176	1.4%		568,490	1.0%		668,427
有給役員	21,998	7.5%		22,968	7.9%		3,663,152	6.4%		3,837,313
雇用者	252,495	86.4%	100.0%	249,449	85.4%	100.0%	51,137,336	89.0%	100.0%	49,164,667
常用雇用者	239,909	82.1%	95.0%	233,450	79.9%	93.6%	48,684,580	84.8%	95.2%	46,102,066
正社員・正職員	159,006	54.4%	63.0%	156,184	53.5%	62.6%	30,133,399	52.5%	58.9%	28,768,804
正社員・正職員以外	80,903	27.7%	32.0%	77,266	26.5%	31.0%	18,551,181	32.3%	36.3%	17,333,262
臨時雇用者	12,586	4.3%	5.0%	15,999	5.5%	6.4%	2,452,756	4.3%	4.8%	3,062,601
(再掲) 正社員・正職員以外の雇用者	93,489	32.0%	37.0%	93,265	31.9%	37.4%	21,003,937	36.6%	41.1%	20,395,863

総務省統計表番号4

(3) 従業者数の男女構成

従業上の地位別に従業者数の男女構成比をみると、男性は「有給役員」(73.7%)、「個人業主」(68.8%)、「正社員・正職員」(63.0%)などで高くなっている。

一方、女性は「無給の家族従業者」(78.3%)、「正社員・正職員以外」(67.1%)、「臨時雇用者」(53.1%)などで高くなっている。

表 6 従業上の地位、男女別従業者数(民営事業所)

従業上の地位	島根県				全国			
	男性	男性比	女性	女性比	男性	男性比	女性	女性比
合計	159,535	54.6%	132,550	45.4%	31,939,449	55.7%	25,402,926	44.3%
個人業主・無給の家族従業者	10,649	59.8%	7,168	40.2%	1,580,607	60.2%	1,046,463	39.8%
個人業主	9,908	68.8%	4,498	31.2%	1,457,295	70.8%	601,297	29.2%
無給の家族従業者	741	21.7%	2,670	78.3%	123,312	21.7%	445,166	78.3%
有給役員	16,211	73.7%	5,787	26.3%	2,621,581	71.6%	1,041,245	28.4%
雇用者	132,675	52.6%	119,595	47.4%	27,737,261	54.3%	23,315,218	45.7%
常用雇用者	126,777	52.9%	112,907	47.1%	26,627,001	54.8%	21,974,120	45.2%
正社員・正職員	100,191	63.0%	58,730	37.0%	20,360,963	67.7%	9,705,954	32.3%
正社員・正職員以外	26,586	32.9%	54,177	67.1%	6,266,038	33.8%	12,268,166	66.2%
臨時雇用者	5,898	46.9%	6,688	53.1%	1,110,260	45.3%	1,341,098	54.7%

総務省統計表番号4

注：従業者数の男女別の比率は、「男女不詳」を除いて算出している。

(4) 「正社員・正職員」及び「正社員・正職員以外の雇用者（※）」

「正社員・正職員」について、産業ごとの雇用者全体に占める割合をみると、「電気・ガス・熱供給・水道業」が98.4%と最も高く、次いで「建設業」が86.4%、「学術研究, 専門・技術サービス業」が82.5%などとなっている。「正社員・正職員以外の雇用者」は「宿泊業, 飲食サービス業」が74.0%と最も高く、次いで「サービス業(他に分類されないもの)」が50.6%、「教育, 学習支援業」が49.7%などとなっている。

(※) 「雇用者」とは、「常用雇用者」と「臨時雇用者」を合算したものである。

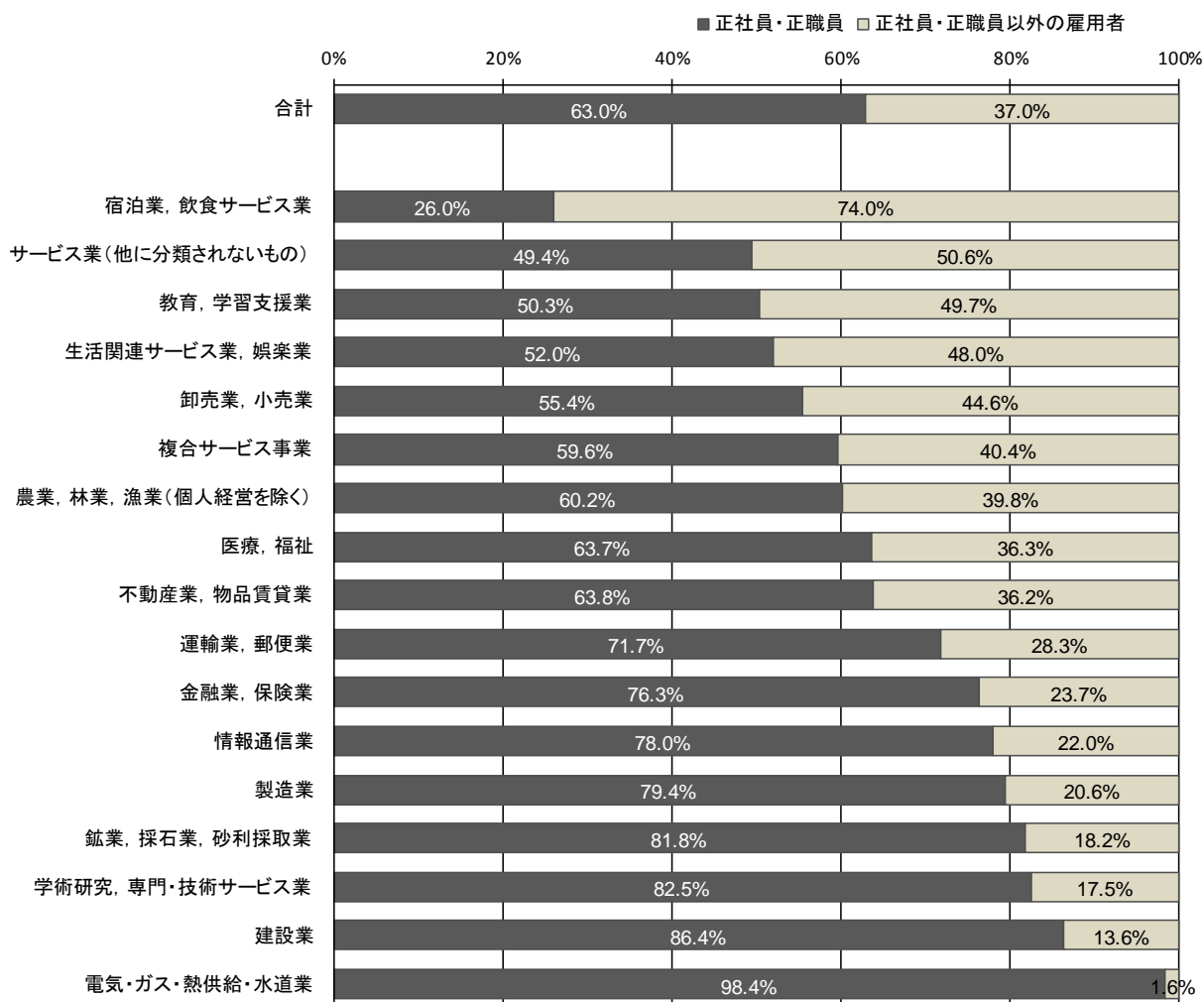
「正社員・正職員以外の雇用者」とは、「常用雇用者のうちの「正社員・正職員以外」と「臨時雇用者」を合算したものである。

表7 産業大分類別雇用者数（民営事業所）

産業大分類	平成26年				平成24年			
	正社員・ 正職員	産業ごとの 雇用者全体 に占める 割合	正社員・ 正職員 以外の 雇用者	産業ごとの 雇用者全体 に占める 割合	正社員・ 正職員	産業ごとの 雇用者全体 に占める 割合	正社員・ 正職員 以外の 雇用者	産業ごとの 雇用者全体 に占める 割合
合計	159,006	63.0%	93,489	37.0%	156,184	62.6%	93,265	37.4%
農業, 林業, 漁業(個人経営を除く)	2,500	60.2%	1,651	39.8%	2,507	56.2%	1,952	43.8%
鉱業, 採石業, 砂利採取業	162	81.8%	36	18.2%	225	77.6%	65	22.4%
建設業	19,295	86.4%	3,041	13.6%	19,767	84.0%	3,763	16.0%
製造業	32,395	79.4%	8,396	20.6%	32,978	78.4%	9,109	21.6%
電気・ガス・熱供給・水道業	1,570	98.4%	26	1.6%	1,420	97.9%	30	2.1%
情報通信業	2,286	78.0%	644	22.0%	2,254	80.5%	545	19.5%
運輸業, 郵便業	8,469	71.7%	3,337	28.3%	8,960	70.8%	3,690	29.2%
卸売業, 小売業	26,531	55.4%	21,376	44.6%	25,177	52.9%	22,429	47.1%
金融業, 保険業	5,297	76.3%	1,643	23.7%	5,895	75.5%	1,917	24.5%
不動産業, 物品賃貸業	1,798	63.8%	1,021	36.2%	1,615	62.1%	985	37.9%
学術研究, 専門・技術サービス業	4,214	82.5%	894	17.5%	4,352	81.3%	1,002	18.7%
宿泊業, 飲食サービス業	5,720	26.0%	16,281	74.0%	5,678	27.0%	15,355	73.0%
生活関連サービス業, 娯楽業	4,477	52.0%	4,133	48.0%	4,321	50.8%	4,183	49.2%
教育, 学習支援業	2,696	50.3%	2,661	49.7%	2,969	53.6%	2,569	46.4%
医療, 福祉	29,157	63.7%	16,620	36.3%	25,935	63.1%	15,158	36.9%
複合サービス事業	2,921	59.6%	1,978	40.4%	2,934	69.2%	1,308	30.8%
サービス業(他に分類されないもの)	9,518	49.4%	9,751	50.6%	9,197	50.0%	9,205	50.0%

総務省統計表番号4

図2 産業大分類別「正社員・正職員」及び「正社員・正職員以外の雇用者」の構成比（民営事業所）



(5) 出向・派遣従業者数

事業従事者（※）に占める他からの出向・派遣従業者の割合をみると、1.4%となっている。

産業大分類別にみると、「情報通信業」が11.1%と最も高く、次いで「製造業」及び「生活関連サービス業、娯楽業」が3.0%などとなっている。

（※）事業従事者とは、当該事業所で実際に働いている人をいい、「従業者」から「他への出向・派遣従業者」を除き、「他からの出向・派遣従業者」を加えたものである。

表 8 産業大分類別事業従事者に占める出向・派遣従業者数（民営事業所）

産業大分類	島根県				全国			
	従業者数	他への出向・派遣従業者	他からの出向・派遣従業者	事業従事者に占める割合	従業者数	他への出向・派遣従業者	他からの出向・派遣従業者	事業従事者に占める割合
合計	292,310	3,519	4,224	1.4%	57,427,704	1,111,699	1,685,582	2.9%
農業、林業、漁業（個人経営を除く）	5,063	8	32	0.6%	354,455	1,841	6,049	1.7%
鉱業、採石業、砂利採取業	251	-	-	0.0%	19,894	554	670	3.3%
建設業	28,227	77	171	0.6%	3,791,583	32,316	86,931	2.3%
製造業	44,343	1,189	1,346	3.0%	9,188,125	175,523	435,727	4.6%
電気・ガス・熱供給・水道業	1,620	35	30	1.9%	196,848	9,614	4,985	2.6%
情報通信業	3,208	106	389	11.1%	1,630,679	90,830	148,157	8.8%
運輸業、郵便業	12,533	26	144	1.1%	3,248,284	48,763	97,294	3.0%
卸売業、小売業	58,539	101	466	0.8%	12,031,345	117,395	322,235	2.6%
金融業、保険業	7,337	232	126	1.7%	1,512,904	27,979	75,245	4.8%
不動産業、物品賃貸業	4,971	40	72	1.4%	1,491,725	23,324	42,518	2.8%
学術研究、専門・技術サービス業	6,650	65	46	0.7%	1,786,708	47,375	90,955	5.0%
宿泊業、飲食サービス業	26,197	34	106	0.4%	5,489,571	17,084	43,181	0.8%
生活関連サービス業、娯楽業	11,822	84	357	3.0%	2,508,495	14,222	57,176	2.2%
教育、学習支援業	6,060	16	63	1.0%	1,802,787	9,378	31,658	1.7%
医療、福祉	48,385	60	288	0.6%	7,191,248	19,414	74,439	1.0%
複合サービス事業	5,151	20	154	2.9%	518,722	1,773	1,647	0.3%
サービス業（他に分類されないもの）	21,953	1,426	434	2.1%	4,664,331	474,314	166,715	3.8%

総務省統計表番号18-2

## 5. 事業所の従業員規模別事業所数及び従業員数

### (1) 事業所数

民営事業所について従業員規模別にみると、「1～4人」が22,074事業所(合計に占める割合61.4%)と最も多く、次いで「5～9人」が6,789事業所(同18.9%)、「10～19人」が4,076事業所(同11.3%)などとなっている。

従業員数10人未満の事業所が全体の8割以上を占めている。

平成24年調査と比べると、「300人以上」、「30～49人」及び「20～29人」など4区分が増加し、残りの5区分が減少した。

### (2) 従業員数

事業所の従業員規模別に従業員数をみると、従業員規模「10～19人」の事業所に属する従業員数が54,175人(合計に占める割合18.5%)と最も多く、次いで「1～4人」が45,107人(同15.4%)、「5～9人」が44,617人(同15.3%)などとなっている。

従業員数100人未満の事業所に属する従業員が全体の8割以上を占めている。

表9 事業所の従業員規模別事業所数及び従業員数(民営事業所)

従業員規模	事業所数					従業員数				
	平成26年	合計に占める割合	平成24年	合計に占める割合	増減率(%)	平成26年	合計に占める割合	平成24年	合計に占める割合	増減率(%)
合計	35,971	100.0%	36,300	100.0%	▲ 0.9	292,310	100.0%	292,056	100.0%	0.1
1～4人	22,074	61.4%	22,300	61.4%	▲ 1.0	45,107	15.4%	46,248	15.8%	▲ 2.5
5～9人	6,789	18.9%	6,984	19.2%	▲ 2.8	44,617	15.3%	45,961	15.7%	▲ 2.9
10～19人	4,076	11.3%	4,055	11.2%	0.5	54,175	18.5%	53,922	18.5%	0.5
20～29人	1,278	3.6%	1,196	3.3%	6.9	30,377	10.4%	28,542	9.8%	6.4
30～49人	918	2.6%	842	2.3%	9.0	34,312	11.7%	31,384	10.7%	9.3
50～99人	492	1.4%	510	1.4%	▲ 3.5	32,530	11.1%	34,292	11.7%	▲ 5.1
100～199人	156	0.4%	179	0.5%	▲ 12.8	21,136	7.2%	24,133	8.3%	▲ 12.4
200～299人	25	0.1%	29	0.1%	▲ 13.8	5,840	2.0%	6,994	2.4%	▲ 16.5
300人以上	40	0.1%	35	0.1%	14.3	24,216	8.3%	20,580	7.0%	17.7
出向・派遣従業員のみ	123	0.3%	170	0.5%	▲ 27.6	-	-	-	-	-

総務省統計表番号5

## 6. 異動状況

### (1) 産業分類別事業所数

民営事業所について産業大分類別に異動状況（※）をみると、新設事業所は4,491事業所となっており、総数に占める割合は12.5%となっている。また、廃業事業所は5,127事業所となっている。

産業分類別にみると、新設事業所は「卸売業、小売業」が1,130事業所（産業ごとの総数に占める割合11.5%）で最も多く、次いで「宿泊業、飲食サービス業」が760事業所（同18.9%）、「医療、福祉」576事業所（同21.1%）などとなっている。

（※）平成24年調査以降の存続・新設・廃業の状況をいう。

「新設事業所」とは、調査日現在に存在した事業所（休業中の事業所を除く。）のうち、平成24年調査で把握されていなかった事業所をいう。ただし、他の場所から移転して現在の場所に新設された事業所を含む場合がある。

「廃業事業所」とは、平成24年調査で調査されていた事業所で、調査日までに廃業した事業所（休業中の事業所を含む。）をいう。ただし、他の場所に移転して当該地に存在しなくなった事業所を含む場合がある。

表 10 産業大分類、異動状況別事業所数（民営事業所）

産業大分類	総数	存続事業所		新設事業所		廃業事業所
		存続事業所	産業ごとの総数に占める割合	新設事業所	産業ごとの総数に占める割合	
全県	35,971	31,480	87.5%	4,491	12.5%	5,127
農業、林業、漁業（個人経営を除く）	435	348	80.0%	87	20.0%	52
鉱業、採石業、砂利採取業	33	31	93.9%	2	6.1%	6
建設業	3,988	3,671	92.1%	317	7.9%	481
製造業	2,507	2,304	91.9%	203	8.1%	303
電気・ガス・熱供給・水道業	32	29	90.6%	3	9.4%	3
情報通信業	257	202	78.6%	55	21.4%	35
運輸業、郵便業	727	627	86.2%	100	13.8%	175
卸売業、小売業	9,794	8,664	88.5%	1,130	11.5%	1,721
金融業、保険業	659	560	85.0%	99	15.0%	115
不動産業、物品賃貸業	1,781	1,626	91.3%	155	8.7%	176
学術研究、専門・技術サービス業	1,318	1,147	87.0%	171	13.0%	184
宿泊業、飲食サービス業	4,020	3,260	81.1%	760	18.9%	710
生活関連サービス業、娯楽業	3,286	2,955	89.9%	331	10.1%	339
教育、学習支援業	859	716	83.4%	143	16.6%	150
医療、福祉	2,730	2,154	78.9%	576	21.1%	313
複合サービス事業	550	543	98.7%	7	1.3%	27
サービス業（他に分類されないもの）	2,995	2,643	88.2%	352	11.8%	337

総務省統計表番号32-2



(2) 市町村別事業所数

市町村別に異動状況を見ると、新設事業所は松江市が1,702事業所（市町村ごとの総数に占める割合16.0%）で最も多く、次いで出雲市が1,112事業所（同13.2%）、浜田市426事業所（同12.7%）などとなっている。

表 11 市町村、異動状況別事業所数（民営事業所）

市町村	総数	存続事業所		新設事業所		廃業事業所
			市町村ごとの総数に占める割合		市町村ごとの総数に占める割合	
全県	36,441	31,616	86.8%	4,825	13.2%	5,609
松江市	10,653	8,951	84.0%	1,702	16.0%	1,814
浜田市	3,348	2,922	87.3%	426	12.7%	509
出雲市	8,427	7,315	86.8%	1,112	13.2%	1,224
益田市	2,672	2,349	87.9%	323	12.1%	403
大田市	1,942	1,737	89.4%	205	10.6%	290
安来市	1,743	1,566	89.8%	177	10.2%	226
江津市	1,297	1,129	87.0%	168	13.0%	194
雲南市	1,915	1,687	88.1%	228	11.9%	309
奥出雲町	699	607	86.8%	92	13.2%	108
飯南町	302	272	90.1%	30	9.9%	49
川本町	249	221	88.8%	28	11.2%	25
美郷町	280	260	92.9%	20	7.1%	38
邑南町	652	579	88.8%	73	11.2%	92
津和野町	443	414	93.5%	29	6.5%	67
吉賀町	370	343	92.7%	27	7.3%	51
海士町	176	153	86.9%	23	13.1%	13
西ノ島町	222	190	85.6%	32	14.4%	36
知夫村	51	46	90.2%	5	9.8%	7
隠岐の島町	1,000	875	87.5%	125	12.5%	154

総務省統計表番号36

## Ⅱ. 企業等の状況（企業等に関する集計（※））

### 1. 概況

島根県の企業等数は 26,655 企業（全国に占める割合 0.7%）となっている。

経営組織別にみると、「個人経営」が 14,736 企業（合計に占める割合 55.3%）と最も多く、次いで「会社企業」が 9,037 企業（同 33.9%）などとなっている。

平成 24 年調査と比べると、全体で 761 企業（▲2.8%）減少しており、このうち「個人経営」が 757 企業（▲4.9%）と最も大きく減少した。

（※）企業等に関する集計における地域別結果は、企業等の本社が所在する地域においてまとめて集計するため、常用雇用者数、売上（収入）金額は、その地域に存する数値を表すものではない。

島根県の企業等とは、島根県内に本社が所在する企業等をいう。

表 12 経営組織別企業等数

経営組織	島根県			全国						
	平成26年	全国に 占める割合	合計に 占める割合	平成24年	増減数	増減率(%)	平成26年	平成24年	増減数	増減率(%)
合計	26,655	0.7%	100.0%	27,416	▲ 761	▲ 2.8	4,098,284	4,128,215	▲ 29,931	▲ 0.7
個人経営	14,736	0.7%	55.3%	15,493	▲ 757	▲ 4.9	2,089,716	2,175,262	▲ 85,546	▲ 3.9
会社企業	9,037	0.5%	33.9%	8,979	58	0.6	1,750,071	1,706,470	43,601	2.6
会社以外の法人	2,882	1.1%	10.8%	2,944	▲ 62	▲ 2.1	258,497	246,483	12,014	4.9

総務省統計表番号2

## 2. 企業産業分類別企業等数及び常用雇用者数

### (1) 企業等数

産業ごとに企業等数の合計に占める割合をみると、「卸売業, 小売業」が25.4%と最も高く、次いで「建設業」が13.1%、「宿泊業, 飲食サービス業」が11.8%などとなっており、上位3産業で全体の5割以上を占めている。

経営組織別に産業ごとの企業全体に占める割合をみると、「個人経営」は「生活関連サービス業, 娯楽業」(87.3%)、「宿泊業, 飲食サービス業」(79.1%)、「教育, 学習支援業」(77.6%)などで高くなっており、「会社企業」は「鉱業, 採石業, 砂利採取業」(89.3%)、「情報通信業」(84.2%)、「電気・ガス・熱供給・水道業」(77.8%)などで高くなっている。

### (2) 常用雇用者数

産業ごとに常用雇用者数の合計に占める割合をみると、「卸売業, 小売業」が20.2%と最も高く、次いで「医療, 福祉」が18.9%、「製造業」が15.9%などとなっている。

表 13 企業産業大分類別企業等数及び常用雇用者数

企業産業大分類	企業等数	合計に占める割合	個人経営		会社企業		会社以外の法人		常用雇用者数	合計に占める割合
			個人経営	産業ごとの企業全体に占める割合	会社企業	産業ごとの企業全体に占める割合	会社以外の法人	産業ごとの企業全体に占める割合		
合計	26,655	100.0%	14,736	55.3%	9,037	33.9%	2,882	10.8%	192,706	100.0%
農業, 林業, 漁業(個人経営を除く)	357	1.3%	-	-	210	58.8%	147	41.2%	3,419	1.8%
鉱業, 採石業, 砂利採取業	28	0.1%	2	7.1%	25	89.3%	1	3.6%	226	0.1%
建設業	3,497	13.1%	1,702	48.7%	1,794	51.3%	1	0.0%	19,944	10.3%
製造業	2,090	7.8%	842	40.3%	1,221	58.4%	27	1.3%	30,676	15.9%
電気・ガス・熱供給・水道業	9	0.0%	-	-	7	77.8%	2	22.2%	79	0.0%
情報通信業	133	0.5%	16	12.0%	112	84.2%	5	3.8%	1,962	1.0%
運輸業, 郵便業	452	1.7%	111	24.6%	321	71.0%	20	4.4%	7,653	4.0%
卸売業, 小売業	6,780	25.4%	3,982	58.7%	2,711	40.0%	87	1.3%	38,881	20.2%
金融業, 保険業	192	0.7%	40	20.8%	123	64.1%	29	15.1%	4,898	2.5%
不動産業, 物品賃貸業	1,519	5.7%	937	61.7%	547	36.0%	35	2.3%	1,847	1.0%
学術研究, 専門・技術サービス業	1,045	3.9%	624	59.7%	388	37.1%	33	3.2%	3,922	2.0%
宿泊業, 飲食サービス業	3,151	11.8%	2,494	79.1%	641	20.3%	16	0.5%	15,759	8.2%
生活関連サービス業, 娯楽業	2,699	10.1%	2,357	87.3%	310	11.5%	32	1.2%	6,396	3.3%
教育, 学習支援業	620	2.3%	481	77.6%	57	9.2%	82	13.2%	4,932	2.6%
医療, 福祉	1,687	6.3%	784	46.5%	188	11.1%	715	42.4%	36,365	18.9%
複合サービス事業	143	0.5%	108	75.5%	1	0.7%	34	23.8%	3,435	1.8%
サービス業(他に分類されないもの)	2,253	8.5%	256	11.4%	381	16.9%	1,616	71.7%	12,312	6.4%

総務省統計表番号2

### 3. 常用雇用者規模別企業数及び常用雇用者数

#### (1) 企業数

会社企業について、常用雇用者規模別にみると、「0～4人」が4,605企業(合計に占める割合51.0%)と最も多く、次いで「5～9人」が1,822企業(同20.2%)、「10～19人」が1,293企業(同14.3%)などとなっており、常用雇用者数20人未満の企業が全体の8割以上を占めている。

#### (2) 常用雇用者数

常用雇用者数について、常用雇用者規模別にみると、「100～299人」の企業に属する常用雇用者が22,279人(合計に占める割合17.4%)と最も多くなっており、常用雇用者数300人未満の企業に属する常用雇用者が全体の8割以上を占めている。

表 14 企業の常用雇用者規模別企業数及び常用雇用者数

常用雇用者規模	企業数		常用雇用者数	
		合計に占める割合		合計に占める割合
合計	9,037	100.0%	128,109	100.0%
0 ～ 4 人	4,605	51.0%	7,483	5.8%
5 ～ 9 人	1,822	20.2%	12,009	9.4%
10 ～ 19 人	1,293	14.3%	17,497	13.7%
20 ～ 29 人	454	5.0%	10,852	8.5%
30 ～ 49 人	411	4.5%	15,672	12.2%
50 ～ 99 人	277	3.1%	18,758	14.6%
100 ～ 299 人	143	1.6%	22,279	17.4%
300 ～ 999 人	27	0.3%	13,264	10.4%
1,000 ～ 1,999 人	3	0.0%	4,255	3.3%
2,000 ～ 4,999 人	2	0.0%	6,040	4.7%
5,000 人以上	-	-	-	-

総務省統計表番号2

#### 4. 資本金階級別企業数及び常用雇用者数

##### (1) 企業数

会社企業について資本金階級別にみると、「300万円～500万円未満」が3,414企業（合計に占める割合37.8%）と最も多く、次いで「1,000万円～3,000万円未満」が2,177企業（同24.1%）、「500万円～1,000万円未満」が1,920企業（同21.2%）などとなっており、資本金1,000万円未満の企業が全体の6割以上を占めている。

##### (2) 常用雇用者数

常用雇用者数についてみると、「1,000万円～3,000万円未満」の企業に属する常用雇用者が39,826人（合計に占める割合31.1%）と最も多く、次いで「300万円～500万円未満」が17,940人（同14.0%）、「3,000万円～5,000万円未満」が16,901人（同13.2%）などとなっている。

表 15 資本金階級別企業数及び常用雇用者数

資本金階級	企業数		常用雇用者数	
		合計に占める割合		合計に占める割合
合計	9,037	100.0%	128,109	100.0%
300万円未満	498	5.5%	2,972	2.3%
300万円～500万円未満	3,414	37.8%	17,940	14.0%
500万円～1,000万円未満	1,920	21.2%	14,349	11.2%
1,000万円～3,000万円未満	2,177	24.1%	39,826	31.1%
3,000万円～5,000万円未満	447	4.9%	16,901	13.2%
5,000万円～1億円未満	250	2.8%	14,774	11.5%
1億円～3億円未満	66	0.7%	7,033	5.5%
3億円～10億円未満	29	0.3%	5,847	4.6%
10億円～50億円未満	3	0.0%	2,329	1.8%
50億円以上	2	0.0%	3,437	2.7%

総務省統計表番号3

注：資本金不詳の企業を含むため、各階級の計は合計と一致しない。

## 5. 決算月別企業数

会社企業について決算月別の割合をみると、「3月」に決算を行っている企業が20.7%と最も高く、次いで「12月」が11.3%、「6月」が10.1%などとなっている。

このうち資本金1億円以上の会社企業についてみると、「3月」に決算を行っている企業は71.0%と高くなっている。

表 16 決算月別会社企業数

決算月	企業数	うち資本金1億円以上の企業数		
		合計に占める割合	以上	合計に占める割合
合計	9,037	100.0%	100	100.0%
1月	279	3.1%	1	1.0%
2月	510	5.6%	2	2.0%
3月	1,874	20.7%	71	71.0%
4月	585	6.5%	2	2.0%
5月	849	9.4%	1	1.0%
6月	914	10.1%	4	4.0%
7月	633	7.0%	2	2.0%
8月	753	8.3%	2	2.0%
9月	861	9.5%	6	6.0%
10月	336	3.7%	2	2.0%
11月	226	2.5%	1	1.0%
12月	1,022	11.3%	9	9.0%
(再掲)年2回決算の企業	76	0.8%	4	4.0%

総務省統計表番号22-1

注：年2回決算の企業及び決算月不詳の企業を含むため、決算月の計は合計と一致しない。

## 用語の解説

### 1. 事業所

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- ①一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- ②従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

#### (1) 民営事業所

国及び地方公共団体の事業所を除く事業所をいう。

#### (2) 出向・派遣従業者のみの事業所

当該事業所に所属する従業者が1人もおらず、他の会社など別経営の事業所から出向又は派遣されている人のみで経済活動が行われている事業所をいう。

#### (3) 事業内容等不詳の事業所

事業所として存在しているが、記入不備等で事業内容が不明の事業所をいう。

### 2. 従業者

調査日現在、当該事業所に所属して働いている全ての人をいう。したがって、他の会社や下請先などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人も含まれる。一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業者に含めない。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者とした。

#### (1) 個人業主

個人経営の事業所で、実際にその事業所を経営している人をいう。

#### (2) 無給の家族従業者

個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、事業所の仕事を手伝っている人をいう。

家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は、「常用雇用者」又は「臨時雇用者」に含める。

#### (3) 有給役員

法人、団体の役員（常勤、非常勤は問わない。）で、役員報酬を受けている人をいう。

重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含める。

#### (4) 常用雇用者

事業所に常時雇用されている人をいう。

期間を定めずに雇用されている人若しくは1か月を超える期間を定めて雇用されている人又は平成26年5月と6月にそれぞれ18日以上雇用されている人をいう。

#### (5) 正社員・正職員

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人をいう。

#### (6) 正社員・正職員以外

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「契約社員」、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称と呼ばれている人をいう。

#### (7) 臨時雇用者

常用雇用者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。

### 3. 他からの出向・派遣従業者

民営事業所において、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）にいう派遣労働者、在籍出向など出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている人をいう。

### 4. 民間からの従業者

国、地方公共団体の事業所において、民間の事業所から派遣されている人をいう。

事業所の包括的な管理・運営（指定管理者）や清掃・警備など個々の業務を委託している場合、委託している業務に従事する民間の従業者は含めない。

### 5. 事業従事者

当該事業所で実際に働いている人をいう。

「従業者」から別経営の「他への出向・派遣従業者」を除き、別経営の「他からの出向・派遣従業者」を含める。

### 6. 事業所の産業分類

事業所の主な事業の種類（原則として過去1年間の収入額又は販売額の多いもの）により、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づき分類している。なお、一部の小分類項目については、小分類項目を分割したのもも小分類としている。

### 7. 事業所で行っている産業分類

事業所で行っている全ての事業をいい、一つの事業所が複数の事業を行っている場合は、複数回答となる。

### 8. 経営組織

#### (1) 国、地方公共団体

国、都道府県、市区町村、特別地方公共団体（地方公共団体の組合、財産区など）の事業所をいう。

#### (2) 民営

国、地方公共団体の事業所を除く事業所をいう。

##### ア 個人経営

個人が事業を経営している場合をいう。

法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人経営に含める。

##### イ 法人

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を経営している場合をいう。以下の会社及び会社以外の法人が該当する。

##### ウ 会社

株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社及び外国の会社をいう。

ここで、外国の会社とは、外国において設立された法人の支店、営業所などで、会社法（平成17年法律第86号）の規定により日本で登記したものをいう。なお、国内に設立された会社で、外国人が経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は、外国の会社ではない。

##### エ 会社以外の法人

法人格を有する団体のうち、会社以外の法人をいう。



例えば、独立行政法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、農(漁)業協同組合、事業協同組合、労働組合(法人格を持つもの)、共済組合、国民健康保険組合、信用金庫、弁護士法人などが含まれる。

オ 法人でない団体

団体であるが法人格を持たないものをいう。

例えば、協議会、後援会、同窓会、労働組合(法人格を持たないもの)の事業所などが含まれる。

## 9. 事業所の開設時期

会社や企業の創業時期ではなく、当該事業所が現在の場所で事業を始めた時期をいう。

## 10. 業態

### (1) 主に製造して出荷又は卸売

見込み又は受注によって製造・加工を行い、その製品を出荷又は卸売している場合をいう。

### (2) 主に製造して通信販売・ネット販売等で小売

見込み又は受注によって製造・加工を行い、その製品を通信販売又はネット販売等で主に消費者に販売する場合をいう。

### (3) 主に他の業者から支給された原材料により製造・加工

他の業者から原材料の支給を受けて加工処理・製造を行い、加工賃を受け取る場合をいう。

## 11. 企業等

事業・活動を行う法人(外国の会社を除く。)及び個人経営の事業所をいう。個人経営であつて同一の経営者が複数の事業所を経営している場合は、それらはまとめて一つの企業等となる。

具体的には、会社企業、会社以外の法人及び個人経営で本所と支所を含めた全体をいう。単独事業所の場合は、その事業所だけで企業等となる。

## 12. 会社企業

経営組織が株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社及び合同会社で、本所と支所を含めた全体をいう。単独事業所の場合は、その事業所だけで会社企業となる。

## 13. 企業産業分類

企業単位の産業分類で、支所を含めた企業全体の主な事業の種類(企業全体の過去1年間の総収入額又は総販売額の最も多いもの)により分類している。なお、分類区分は、事業所の産業分類区分と同一である。

### (1) 企業の第1順位産業(中分類)

企業産業分類のことをいう。

### (2) 企業の第2順位産業(中分類)

企業等内の同じ産業中分類に属する各事業所の従業者及び他からの出向・派遣従業者(以下「従業者等数」という。)の合計が、第1順位産業を除き最も多い産業をいう。

## 14. 単一・複数の別

企業等を構成している事業所により以下に区分している。

### (1) 単一事業所企業

単独事業所の企業等をいう。

### (2) 複数事業所企業

国内にある本所と国内又は国外にある支所で構成されている企業等をいう。

#### ア 単一産業企業

企業等内にある一つの産業大分類に属する各事業所の従業者等数の合計が、企業等全体の従業者数の70%以上となる企業等をいう。

#### イ 複数産業企業

企業等内の同じ産業大分類に属する各事業所の従業者等数の合計が、いずれの産業大分類においても企業等全体の従業者数の70%未満となる企業等をいう。

#### (3) 国内単一事業所企業

単独事業所及び国内に支所を持たず海外にのみ支所を持つ企業等をいう。

#### (4) 国内複数事業所企業

国内に支所を持つ企業等をいい、海外支所の有無は問わない。

### 15. 国内支所の分布範囲

国内複数事業所企業について以下のとおり区分している。

#### (1) 都道府県内のみに支所をもつ企業等

本所の所在する都道府県内に傘下事業所の全てが所在するものをいう。

#### (2) 市町村内のみに支所をもつ企業等

本所の所在する市町村内に傘下事業所の全てが所在するものをいう。大都市の場合、同一市内他区であっても同一市町村とする。

#### (3) 都道府県外に支所をもつ企業等

本所の所在する都道府県以外に支所が所在するものをいう。

#### (4) 市町村外に支所をもつ企業等

本所の所在する市町村以外に支所が所在するものをいう。大都市の場合、同一市内他区は同一市町村とするので、市町村外に支所をもつこととはならない。

### 16. 単独・本所・支所の別

#### (1) 単独事業所

他の場所に同一経営の本所（本社・本店）や支所（支社・支店）を持たない事業所をいう。

#### (2) 本所（本社・本店）

他の場所に同一経営の支所（支社・支店）があって、それらの全てを統括している事業所をいう。本所の各部門が幾つかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を本所とし、他は支所としている。

#### (3) 支所（支社・支店）

他の場所にある本所（本社・本店）の統括を受けている事業所をいう。上位の事業所の統括を受ける一方で、下位の事業所を統括している中間的な事業所も支所としている。

支社・支店のほか、営業所、出張所、工場、従業者のいる倉庫、管理人のいる寮なども含まれる。なお、経営組織が外国の会社は支所とする。

### 17. 資本金額

株式会社及び有限会社については資本金の額、合名会社、合資会社及び合同会社については出資金の額、相互会社については基金の額をいう。

### 18. 決算月

仮決算や中間決算は含めず、本決算月のみをいう。年2回決算を採用している場合は両方を決

算月とする。

## 19. 持株会社

会社の総資産に対する子会社の株式の取得価額の合計が50%を超える会社をいう。

### (1) 事業持株会社

自らも事業を行い、株式保有によって子会社を支配することを事業とする会社をいう。

### (2) 純粋持株会社

自らは独自に事業を行わず、株式保有によって子会社を支配することを事業とする会社をいう。  
なお、金融持株会社は純粋持株会社に含まれる。

## 20. 親会社・子会社

### (1) 親会社

当該会社の議決権を、50%を超えて直接所有している会社をいう。

ただし、50%以下であっても、当該会社を子会社とする連結財務諸表が作成されている場合は、当該連結財務諸表において当該会社の直近上位に位置する会社を親会社とする。

### (2) 子会社

当該会社が50%を超える議決権を所有する会社をいう。

また、子会社あるいは当該会社と子会社の合計で50%超の議決権を所有している会社も含む。  
ただし、50%以下であっても、当該会社の連結財務諸表の対象となる場合は、その会社を含む。

## 21. 売上(収入)金額

商品等の販売額又は役務の給付によって実現した売上高、営業収益、完成工事高などをいう。  
有価証券、土地・建物、機械・器具などの有形固定資産など、財産を売却して得た収入は含めない。なお、「金融業、保険業」の会社、会社以外の法人及び法人でない団体の場合は経常収益としている。

## 22. 異動状況別事業所

### (1) 存続事業所

調査日現在に存在した事業所（休業中の事業所を除く。）のうち、平成24年経済センサス - 活動調査でも把握されていた事業所をいう。

### (2) 新設事業所

調査日現在に存在した事業所（休業中の事業所を除く。）のうち、平成24年経済センサス - 活動調査で把握されていなかった事業所をいう。ただし、他の場所から移転して現在の場所に新設された事業所を含む場合がある。

### (3) 廃業事業所

平成24年経済センサス - 活動調査で把握されていた事業所で、調査日までに廃業した事業所（休業中の事業所を含む。）をいう。ただし、他の場所に移転して当該地に存在しなくなった事業所を含む場合がある。